

第9回運営調整部会 会議録

会議の名称	第9回 運営調整部会
開催日時	平成20年10月16日(木) 18時から19時15分
開催場所	川口市職員会館 3階 会議室
出席者	(部会長)立石部会長 (副部会長)金井副部会長 (部会員)金子委員、神尾委員、高橋委員、永瀬委員、浅羽委員 鈴木委員、三宅委員、堀和委員、吉澤委員、豊田委員
会議内容	1 素素案の確定について 2 (仮称)起草委員会の設置について 3 今後のスケジュールについて
会議資料	・素素案(案) ・(仮称)起草委員会の設置について ・スケジュール表
発言内容	<p>運営調整部会長</p> <p>編集委員会から素素案がまとまったと報告を受けた。4月10日に立ち上がって以来6ヶ月間、14回の編集委員会と2回の正副委員長会議、プロジェクト会議など、計17回の会議が開催されたとのことだ。委員長をはじめ、編集委員の皆さんには大変ご苦勞をいただいた。感謝する。</p> <p>1. 素素案の確定について</p> <p>編集委員長</p> <p>素素案に対して5つの検討部会から意見をもらったが、検討部会ごとによりかなり内容が異なり、一本化は大変困難であった。</p> <p>名称と前文については条文の検討に時間をかけたこともあり、一つにまとめられなかった。名称についてはパブリック・コメントなどを通じて決めてもいいのではないかとということもあり、4つに絞ったものの、決定していない。前文についても、検討をしたが、やはり、一つにまとめることが難しく、起草委員会に委ねたい。ただ、川口市のもつ特性、歴史、文化、立地条件、抱える問題点などといった川口らしさや、未来に向けてあるべき姿、方向性、条例の基本理念などは、前文に謳うべき点としたので、ご留意いただきたい。基本理念については、前文と本文のどちらで述べるか意見は分かれた。</p> <p>また、当初検討段階のものから削除した項目もある。地域のビジョンについては、総合計画の内容と重なる部分が多いことや、前文で謳うことが望ましいのではないかと、市民の心構えを述べており自治基本条例にそぐわ</p>

ない、市民憲章の内容だ、という意見も多く削除した。

本文の内容だが、総則の目的部分については、あまり変更はない。最高規範性については、「適合させる」といった表現で担保しようとしている。

定義について、協働の定義をどうするか意見がわかれているが、載せないこととなった。協働の原則は大幅に変更があったところだ。全体的にカットすることとなった。

市民の権利については、ほぼ変化はない。

市民の役割については、かなりの時間を割いて議論した。市長と行政などには責務の規定を載せているが、市民には責務の規定はない。ただ、この点は委員の間で意見が真二つになったところだ。市民に対しては責務を設けるべきではないという意見と、自治基本条例は自らを治めるための条例なのだから、市政への参加について自らの発言や行動に責任をもたなければならないと規定するべき、という意見とが対立した。事業者についても責務では重いということで役割としている。

市民参加と協働の原則についてもかなりの議論があった。内容がほぼ同じなのでまとめたほうがよいという意見と、全く性質の異なるものだという意見に分かれた。

地域コミュニティはもともとの「地域との連携」という名称を、内容を鑑みて変更した。内容的にはそれほど変わっていないが、地域協議会の設置などは問題があるとされ、削除された。

市政へのアクセス手段については、市民提案制度の項目を含めるのか、別途設けるのか議論がわかれた。公募については載せなくてもいいという議論もあった。

監査制度や公益通報制度などの具体的かつ現在も運用されている制度については改めて再掲する必要があるのか意見がわかれたが、市民に浸透させる意味からあえて載せることとした。

住民投票についても議論があったところだ。実施しなければならないとし、別途条例で設置する期限を設けるべきという意見と、実施できるという表現に留めたほうが良いという意見とに分かれた。投票権や発議要件などについても、条文本文中に載せるべきという意見と、別途条例で規定するべきと意見があった。この点については、検討部会で継続して議論を進めてもらい、起草段階でつめてもらいたい。

議会については、議論はあったものの、大きな修正は特にない。

市長の役割・責務については、出資法人の長を市長が兼ねることをできないとする規定について、相当な議論となった。論点については、財政の

規定の説明書きの部分に書いてあるが、結論としては載せないこととなった。

行政の項目はほとんど「市は」という書き方にして、行政の役割・責務として載せてある。行政の役割・責務と組織運営については、文章の校正のみ行った。

危機管理については大きな変更はない。これはあえて載せるべきという意見から載せることとしたが、細かい内容は省き、一般的な内容とした。

行政評価や行政監査についても結果として大きな変更はないが、行政監査や公益通報制度については規定するかどうか議論になった。

総合計画については地域のビジョンに載せるべきではという意見があった。

財政については具体的な目標は削除した。

情報公開、職員の能力向上、国や他の地方公共団体、海外との連携については大きな変更はない。

コンプライアンスには大きな修正はなかったが、細かな事例はカットし、法令遵守としてわかりやすくした。

市政オンブズマンの設置については大きく議論が分かれた。設置を必要とする意見と、不要であるという意見とだ。運用推進委員会があればいいという意見が多かったが、また逆の意見もあった。性質が違うことから両方残してもいいという意見もあった。

条例の運用は、運用推進委員会について、設置自体についてはおおむね賛成の意見が多かったものの、構成をどうするか、年何回開催するのか、という議論があった。役割にしても、何を検証するか具体性がみえないという意見があった反面、条例が適切に運用されているかというチェックと自治がどの程度推進されているかのチェックの2つは必要であるとする意見に分かれた。ただし、そのことにしても、自治が推進されているかどうかの検証をどのように実際行うのかという意見もあった。他には逐条解説の見直しなどの役割もあるとされた。

編集委員会では体系などについて詰めることができなかったので、起草委員会に委ねる部分が大きくなってしまった。今後の対話集会やパブリック・コメントの意見、検討部会の意見などを反映させる余地があるので、内容は今後も変更されていくのだろう。

運営調整部会長

時間をかけて素案を検討いただき感謝する。17回分の説明を短時間でお願ひしたので、話しきれない部分もあったかと思う。ご意見はいかが

か。

・協働などは、意見が大きく分かれたと聞いたが、その取り扱いを今後どのようにしていくべきなのか。そういった点は今後検討部会でさらに議論していったほうがいいのではないか。また、全体会でも話し合うべきではないか。

運営調整部会長

貴重な意見ではあるが、極端な言い方をすれば、50人いれば50通りの意見があり、単に2つの意見に割れたという事ではないだろう。大人数での議論のつめは難しい部分があると思う。その意味で、5検討部会から2名ずつの委員の意見をまとめた編集委員長は本当に苦勞をされたのだと思う。ただ、議論をすることは大切なこととは思っている。

・私としては、自治という川口市のまちは自分たちで治めるということについて、また、そのための協働について、話し合っているつもりだった。素案の目的には、「市民の権利を実現する市政を確立すること」とあり、違和感を持っている。

・意見が分かれることは民主的な話し合いをしていけば避けがたいことだ。そこは必要ならもっと丁寧に議論していかなければならないのだろう。

例えば、納税の義務の議論でいえば、川口市でも税金や保険料の未納者がかなりの数いる。行政経費の負担を少しでも減らして行政運営を行うためには、納税の義務は市民の責務だといったことをきちんと設けて、義務を果たすからサービスが得られるのだとすべきだ。そうっていない、つまり、市民の責務の規定がないとするのならば、なぜそうしたのか説得して理解してもらおう丁寧な説明が必要になってくる。

・総合計画について、自治基本条例の趣旨に則って作るべきとありながら、前半で総合計画の内容と重なるので地域のビジョンはいらないとしている。その辺りの整合性がよくわからない。

・総合計画は定期的に見直されるものなので、総合計画に入るような地域のビジョンであれば、理念的な存在である自治基本条例に載せるのはふさわしくない、という経緯だった。一方で、総合計画は自治基本条例に則ってつくられるべきだと考えられるため、それについては規定されている。

他にも、規定が別にあってもあえて載せている規定がある。(編集委員長)

・総合計画に載せるからいらぬというのではなく、総合計画に自治基本条例の趣旨を反映するから載せない、というべきなのではないか。

・現在の総合計画に載っていることが多いので載せていないということだ。
この場で内容について細かく議論すると時間がなくなるので、全体の話を見せていただくが、編集委員会では、対立する議論があってもそれぞれの議論の根拠についてはお互いに納得することは多く、それでも最終的な結論が違ふということで対立があった。つまり、編集委員会ではかなりの議論をつくした上で、それでも論点が残った部分に対立点として残されている、ということで理解いただきたい。(編集委員長)

・今日のものが正式な素案として決定すると、今後の検討に相当な権威を持つことになる。前文がないが、起草委員会で議論する場合、4つある前文案をベースにして議論するべきなのか。それとも素案の指示に従うべきなのか。(起草委員長)

・4つの前文案に共通しているところを、素案に記載している。4つの前文案も素案の指示も重なる部分が多い。(編集委員長)

・4つの前文案から出発してもいいし、指示をもとに新たに検討してもいい、ということか。(起草委員長)

・4つの前文案を念頭において検討はしてもらいたい。(編集委員長)

運営調整部会長

それでは、運営調整部会としては、これを条例の素案として確定し、このあとの策定委員会の全体会に諮ることとし、10月20日からパブリック・コメントを開始する。

2.(仮称)起草委員会の設置について

運営調整部会長

前回の運営調整部会で確認されたとおり、私と5人の検討部会長、鈴木編集委員長の7人で調整した。先立って、メンバー構成について、いろいろ

るな意見、提言をもらったが、大方の意見は、専門性を鑑み少人数で、各検討部会のバランスを考えてとのことであった。

その上での私案をお示しした。まず、第4検討部会の三宅委員に、法律の専門家であることからお願いするものだ。前回の運営調整部会でも推薦があった。

次に、第2検討部会の高橋委員に、公募委員であり運営調整部会員であること、編集委員会をつぶさに傍聴していることからお願いしたい。

そして、第3検討部会の森委員に、公募委員であり編集委員会委員であること、私あてに推薦があったことからお願いしたい。

この他には、鈴木編集委員長を推す意見もあったが、5つの提案を素案になるまでにまとめた手腕は高く評価するものの、編集委員会の正副委員長にこれ以上過度の負担を強いるべきではないとの意見が寄せられており、私もそのような意見を尊重させてもらった。

この人選について、各検討部会長及び鈴木編集委員長に示し、賛意を得られたものだ。さらに市の法制担当と事務局にオブザーバーとして1名ずつ入ってもらうこととしたい。

名称については、「起草委員会」とすること、役割については、素案に基づいて、前文、体系も含めて条文に近い形の素案と解説を作成すること、市民フォーラムや対話集会、パブリック・コメントなどで寄せられた意見等を検討し対応を図ることとし、素案の範囲を超える修正が生じる場合には、運営調整部会で決定し進めることとしたい。

ご意見、ご質問はいかがか。

・検討部会はどのように起草委員会に関わるのか。パブリック・コメントや対話集会の意見は検討部会でも検討するのか。

運営調整部会長

素案を各検討部会で議論し、それを運営調整部会で諮ったものを起草委員会に渡す形になる。パブリック・コメントなども検討部会でも見てもらうことになるだろう。

・検討部会からの意見を起草委員会に反映させるための担保はどのようにするお考えか。各検討部会から出ないとすると、検討部会と起草委員会の距離が気になる。

運営調整部会長

編集委員会では各委員が各検討部会の代表となったことで、各検討部会の意見が反映された反面、取りまとめの苦労があった。この点から起草委員会は3名となっている。起草委員会は検討部会の代表ではなく、運営調整部会が各検討部会の意見をぶつける役割を担って、起草委員会に検討部会の意思を伝えていくことになるだろう。

・3人という人数から、各起草委員の振舞いが期待されていくのだろう。つまり、個人の意見や各検討部会の意見を捨てるということだ。起草委員を出せない検討部会も納得するものをつくってもらえない。

素案は5検討部会の意見の総意であり非常に重いものなので、起草委員会でも尊重するだろう。問題は、編集委員会でまとめきれなかったところで、特に前文や体系は起草委員会の裁量が大きくなる。これは運営調整部会や検討部会のチェックを強くする必要がある。

・起草委員会は性格上、かなり頻繁に開催されるのだろう。議事録はリアルタイムで各委員が見られるのか。

・議事録をどう作成するかは、起草委員会の中で話し合う必要があるかと思う。(事務局)

・メンバー構成はまとめることを熟慮した結果かと思う。ただ、実際に素案の意見を検討部会から吸い上げる形がよく見えず、素案ができるまでは検討部会は開店休業となるように思ってしまう。これまでの編集委員会では、議論が不十分なため一致しないこともあれば、捉え方が違うため一致しないこともあったかと思う。検討部会で、一致しない点の議論を集中して煮詰めることも必要だ。

3名とした意味は理解しているが、検討部会との意思疎通をしないと議論が消化不良とならないか懸念している。

運営調整部会長

起草委員会の委員の選考にあたっては、私、各検討部会長、編集委員長の意見を踏まえており、5名がいいのかとも悩んだが、少数にしたほうがいいという意見が多く3名とした。ご理解いただきたい。

・各検討部会から委員が交代で傍聴して、内容を検討部会にすぐに伝える、という方法もある。

パブリック・コメントや対話集会の意見の反映も考えると、素案をあまり確定的にとらえてもいけないので、起草委員会の機能として素案の体系化だけではすまない部分もあると思う。

・運営調整部会の次の予定は12月だ。起草委員会との調整が難しいのではないか。

・次の議題となるが、起草委員会の様子を見て運営調整部会を開催することを予定している。(事務局)

・起草委員会が取捨選択する際などに、運営調整部会がその決定権を持つ以上、必要に応じて開催したほうがよい。5検討部会の代表が参加していない点からも、パブリック・コメント終了後などにも必要となるだろう。

運営調整部会長

ご意見をたくさんいただいたが、起草委員会の設置について了承いただけるか。

一同異議なし

3. 今後のスケジュールについて

・10月20日からパブリック・コメントを始める。10月下旬から起草作業を開始する予定だが、並行して運営調整部会は2回くらい必要となるだろう。12月17日に運営調整部会と全体会を開催し素案の案としたい。確定後に2回目のパブリック・コメントを10日間行い、それをまた、運営調整部会と全体会に諮り素案を確定し答申する予定である。

各部会の役割としては、対話集会の意見のとりまとめと、起草委員会と運営調整部会で固まった素案の案への意見出しを考えている。(事務局)

運営調整部会長

パブリック・コメント実施の後にも運営調整部会は開くことになるかと思う。

・各検討部会はこのままでいいのか、解散して別の形でという方法もあるかと思うが。

	<p>運営調整部会長</p> <p>そうしたことも検討部会で今後議論していただきたい。</p> <p>4. その他</p> <p>運営調整部会長</p> <p>市民パートナーステーションで所管する「市民活動と行政との協働推進懇談会」から素案のたたき台について、私あてに意見書が提出されているので報告する。また、その後、同会から、自治基本条例について話し合いと情報交換の場を設けてほしいとの依頼が事務局あてにあった。先方としては、編集委員会や起草委員会のメンバーに入ってもらいたいとのことである。この対応方について、ご協議いただきたい。</p> <p>まず、「市民活動と行政との協働推進懇談会」について、この会の委員として活動している浅羽委員、高橋委員に同会の趣旨についてご説明いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に多くの活動団体があり、どこも意見交換をしたいと思っている。そのなかで私の所属する団体だけが特に意見交換をやるのはどうだろうかと思う。それよりも、団体向けの対話集会を実施するという方がいいのではないかと考えている。 ・この懇談会では協働について議論しているので、自治基本条例における協働の取り扱いについて意見交換をしたいということだ。 <p>運営調整部会長</p> <p>ある1つの団体からの意見で、策定委員会全体が動くのはどうかとも思う。対話集会の件もあるので、広報・PIチームに今後の対応を検討してもらってはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見書は、編集委員会でも拝見した点は申し上げておく。(編集委員長)
次回以降日程	11月中に1回から2回、12月17日